

村山地域医療的ケア児支援連絡会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関わる関係者が、医療的ケア児の現状を把握し、関係者相互の連携を推進するため、村山地域医療的ケア児支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡会は、地域における次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児の現状把握に関すること。
- (2) 医療的ケア児に対する支援や対応策に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた関係機関間の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（連絡会の組織・構成等）

第3条 連絡会には座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

（庶 務）

第4条 連絡会の庶務は村山総合支庁保健福祉環境部において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は村山総合支庁保健福祉環境部が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月 日から施行する。

別 表

| 分 野 | 機 関 |
|---------|--------------------|
| 医 療 | 地区医師会 |
| | 山形県小児科医会（村山管内） |
| | 歯科医師会 |
| | 薬剤師会 |
| | 山形県看護協会 |
| | 病院 |
| | 山形県訪問看護ステーション連絡協議会 |
| 障がい福祉 | 相談支援事業所 |
| | 通所支援事業所 |
| 教育・保育 | 山形県保育協議会 |
| | 村山地区私立幼稚園・認定こども園協会 |
| | 特別支援学校 |
| 行政 | 市町（福祉・保健担当） |
| | 市町教育委員会 |
| | 教育事務所 |
| | 村山総合支庁保健福祉環境部 |
| その他関係機関 | |